

議案第 7 号

君津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

君津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和元年 6 月 3 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成 3 1 年政令第 8 7 号）の公布に伴い、国民健康保険税の課税限度額の引上げ及び低所得者の軽減措置の対象の拡大を行うため、君津市国民健康保険税条例（昭和 4 6 年君津市条例第 7 2 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市条例第 号

君津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

君津市国民健康保険税条例（昭和４６年君津市条例第７２号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項ただし書中「５８万円」を「６１万円」に改める。

第２２条中「５８万円」を「６１万円」に改め、同条第２号中「２７万５千円」を「２８万円」に改め、同条第３号中「５０万円」を「５１万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の君津市国民健康保険税条例の規定は、令和元年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成３０年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

君津市国民健康保険税条例新旧対照表

改正案	現 行
(課税額) 第2条 省略 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。以下この条において同じ。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>61万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>61万円</u>とする。 3～4 省略 (国民健康保険税の減額) 第22条 次に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>61万円</u>を超える場合には、<u>61万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。 (1) 省略 (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>28万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～エ 省略 (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合	(課税額) 第2条 省略 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。以下この条において同じ。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>58万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>58万円</u>とする。 3～4 省略 (国民健康保険税の減額) 第22条 次に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>58万円</u>を超える場合には、<u>58万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。 (1) 省略 (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>27万5千円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～エ 省略 (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合

算額が、３３万円に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき
５１万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前２
号に該当する者を除く。）

ア～エ 省略

算額が、３３万円に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき
５０万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前２
号に該当する者を除く。）

ア～エ 省略